

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町 5 矢野ビル 4F 電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276 担当:花村

労働保険料 年度更新の注意点 ~賃金総額の考え方~

今年も労働保険料の更新手続きの時期が到来しました。作業に追われている担当者様も多いのではないでしょうか。年度更新で重要なことは賃金総額の集計です。ここまで終われば作業の8割は終わったと言えるでしょう。 今回のあおぞらレターは、賃金総額を計算する際の注意点を中心にご案内します。

賃金総額に含める賃金の種類

賃金総額に含める賃金	賃金総額に含めない賃金
・労働の対価として支払われるすべてのもの	・慶弔見舞金、勤続褒賞金等、恩恵的なもの
(賞与、通勤費、扶養手当や住宅手当等を含める)	・出張旅費等実費弁償的なもの

※賃金総額集計の対象期間は、原則、平成23年4月1日~平成24年3月31日に支払いが確定した賃金です。

労働保険料の対象となる労働者

対象になる者 対象にならない者 対象にならない者 労災保険 全ての労働者 役 員 雇用保険に加入している労働者 雇用保険に加入していない労働者				
		対象になる者	対象にならない者	
雇用保険 雇用保険に加入している労働者 雇用保険に加入していない労働者	労災保険	全ての労働者	役員	
	雇用保険	雇用保険に加入している労働者	雇用保険に加入していない労働者	The same of the sa

賃金総額集計をする際の注意点

・身分や年齢等により、労災保険分、雇用保険分、それぞれ賃金総額に含める対象者が異なります。 賃金総額を算出する際は、注意してください。

	労災保険	雇用保険	
パート・アルバイト	賃金総額に含める	雇用保険加入者 → 賃金総額に含める	
71-12-77/0/19		雇用保険未加入者 - 賃金総額に含めない	
兼務役員	労働者として支払われる分のみ賃金総額に含める(役員報酬分は除く)		
満 64 歳以上の 労働者(※)	賃金総額に含める	賃金総額に含めない (高年齢労働者分に記載)	
山白老	出向元 黄金総額に含めない	出向者に対して賃金を支払っている方の	
出向者	出向先 賃金総額に含める	賃金総額に含める	

※平成23年4月1日時点で満64歳以上(昭和22年4月1日以前生まれ)の人(二免除対象高年齢者)

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277